

台東区地域ケア会議の概要

●地域ケア会議とは

平成27年の介護保険法の改正に伴い、第115条の48において、「市町村は事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を置くように努めなければならない。」と規定された。

また、支援が必要な高齢者等への適切な支援を行うための検討を多様な関係者で行うとともに、個別ケースの検討によって共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結び付けていくことで、地域包括ケアを推進していくひとつの方法。

台東区においては、平成30年度から台東区地域ケア会議全体図^{資料2}を構築し、以下の各会議を開催している。

D 自立支援・介護予防に向けた地域ケア個別会議「〇〇さんのこれから作戦会議」

【目的】

高齢者が、尊厳を保持して、自分らしい生活を主体的に営むことができるよう、多職種が連携し、自立支援、介護予防、要介護状態等の軽減を目的に行う会議。 【主催：区】

【対象者】

主にサービス事業対象者、要支援者を想定（※要介護認定を受けていない方も対象）

【参加者】

本人、事例提供者、司会者（主任介護支援専門員）、助言者（理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、※生活支援コーディネーター ※令和元年9月開催分から参加）
◎年に1回、司会者・助言者・事例提供者・地域包括支援センター職員で、振り返りや次年度に向けた話し合い等を行う連絡会を実施。

E 地域ケア個別会議

【目的】

地域住民の個別問題の解決や地域が抱える共通課題の把握。個別事例の検討を通じて、地域づくりを推進していくことを目的に行う会議。 【主催：各地域包括支援センター】

【対象ケース】

認知症、金銭管理が不安な方、サービスの拒否、精神疾患など、主に困難な問題を抱える方

【参加者】 ※地域の関係者や本人と既にかかわりのある関係機関

〈地域の関係者〉⇒町会、民生委員、近隣住民など

〈関係機関〉⇒医療関係者（主治医等）、介護サービス担当者、司法書士、警察、社会福祉協議会など

F 地域ケアネットワーク会議

【目的】

各地域包括支援センターで実施している高齢者地域見守りネットワーク地区連絡会（※1）の中で、地域での見守りに関する事例に対してグループワークを行い、それぞれの立場でできることを検討し、地域ネットワークの強化を目的に行う会議。

【主催：各地域包括支援センター】

【参加者】

民生委員、警察、消防、社会福祉協議会、介護事業者、見守り協定を締結した企業・団体など

※1 関係協力機関が参加し、日頃の見守り活動の報告や情報交換などを行う会議

C 地域ケア包括合同会議

【目的】

個別課題検討会議（※2）で検討した個別課題を集約し、地域課題となりうるかを検証することを目的に行う会議。

【主催：区】

【参加者】

アドバイザー（学識経験者）、各地域包括支援センター、生活支援コーディネーター

※2 自立支援・介護予防に向けた地域ケア個別会議「〇〇さんのこれから作戦会議」、地域ケア個別会議、地域ケアネットワーク会議の総称

B チームミーティング

【目的】

地域ケア包括合同会議で抽出した地域課題に対する解決策の検討を目的に行う会議。

【主催：区】

【参加者】

会長・副会長（学識経験者）、委員（区内で活動されている多職種：司法書士、警察、作業療法士、管理栄養士、看護師、精神保健福祉士、主任介護支援専門員、住宅改修事業者など）

A 地域ケア全体会議

【目的】

地域課題の解決策について、実施・取り組むことの決定を目的に行う会議。

【主催：区】

【参加者】

会長・副会長（学識経験者）、委員（保健・医療・福祉関係者、介護サービス事業者、介護保険被保険者、関係行政機関）